

# 令和6年度 西谷中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和6年3月7日改訂

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失われるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ① いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で取り組む必要がある。
- ② 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校・保護者・地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ③ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的かつ組織的な対応を行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 委員会の構成員

管理職、生徒指導専任、生活指導部とする。状況に応じて、そのほかの職員や、学校カウンセラー、西部学校教育事務所担当指導主事等、外部の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会を毎月1回4週目に行う。いじめが発生した疑いのある際は、直ちに開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ・校長等責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ① いじめの未然防止

- ・生徒会活動をはじめとしたいじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する役割。
- ・非行防止教室を通して情報モラル教育を行う。

#### ② 早期発見・早期対応

- ・教育相談体制の充実。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

#### ③ 取組の検証

- ・学校基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実施を含む）。

### 3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめ未然防止

- ・いじめはどの子どもたちにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・生徒は自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を行う。そのために、教職員は生徒同士の心が通じ合うコミュニケーション能力を育む。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・年間を通じたいじめへの対応に関わる教職員の資質向上のための取組として、研修の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように細心の注意を払う。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、生徒からいじめの相談があったときは、必ず迅速に対応することを徹底する。

#### (3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、組織的な対応を徹底する。
- ・学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。
- ・正確な実態把握に努め、当該関係生徒及び保護者への支援、指導を慎重に進める。
- ・いじめを行った生徒に対しては、生徒の人格と成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大被害が生じる場合などは、直ちに関係機関と連携を図る。その際は、学校での適切な支援を行い、当該生徒の意向にも配慮する。

#### (4) いじめの解消

いじめの解消に至るまでは、教職員の見守りや情報共有をして、関係生徒への継続的な支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (5) 教職員等への研修

教職員全員で次の研修を行う。

- ・一人ひとりの生徒をより深く見つめるための生徒理解研修。
- ・具体的な事例検討を含めた研修。

#### (6) 学校運営協議会等の活用

青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題の情報共有し、解決する仕組みをつくり、具体的な方策の検討と実践を行っていく。

#### (7) 取組の年間計画

月	取組	年間取組
4月	第1回生活アンケート・部活動・個人面談・教育相談等を通して集団と個人の特性把握 校内研修①（生徒の指導情報の共有）	・いじめ防止対策委員会 ・委員会報告 ・いじめ事案の調査・対応 ・各行事への支援 ・道徳・学活・各教科を通じての取組
5月	・いじめ早期発見のための記名生活アンケートの実施 ・YP アセスメント実施	
6・7月	個人面談を通して保護者との連携 校内研修②（具体的な事例を含めた研修と理解）	
夏季休業中	校内外での危機管理研修やその他の研修会等への参加	
夏季休業明け 9月	第2回アンケート・教育相談を通して休業中、部活動等の活動を把握 校内研修③（夏季休業中の事例を含めた研修と理解） YP アセスメント実施	
10～12月	いじめ解決一斉キャンペーン・人権週間活動 個人面談を通して保護者との連携・学校評価の検証	
1～3月 年度末	進級、卒業、進路に向けた支援・指導情報の次年度への引継ぎ・教育相談 「学校いじめ防止基本方針」の検証。	

#### 4 重大事態への対処

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態または重大事態の疑いに当たる。

- ・いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 重大事態（疑いを含む）が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、毎年点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。